

藤枝市情報公開条例の一部を改正する条例

藤枝市情報公開条例(平成13年藤枝市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「当該個人が公務員」を「当該個人が公務員等」に改め、「第2条第1項に規定する国家公務員」の次に「(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員」を加え、「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条」を「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条」に改め、「規定する地方公務員」の次に「並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員」を加え、「当該公務員の職」を「当該公務員等の職」に、「当該公務員の氏名」を「当該公務員等の氏名」に改め、同条第3号中「国及び地方公共団体」を「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第5号中「国及び他の地方公共団体」を「国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第6号中「国若しくは他の地方公共団体」を「国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改める。

第14条第1項中「他の地方公共団体」を「独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。